

# 大隅国祢寝院における荘園公領制形成過程に関する一考察

日隈正守\*

(2019年10月21日 受理)

A study on the Manor System in the Osumi Country Nejimein

HINOKUMA Masamori

## 要約

本稿では、平安後期大隅国祢寝院における荘園公領制の形成過程について考察した。その結果、『祢寝文書』の中で最古文書である治暦五年(1069)正月二十九日付所領配分帳案を作成した藤原頼光は、大隅半島部における大隅国一宮大隅国正八幡宮領祢寝院南侯領主建部氏や藤原摂関家領島津荘域領主藤原氏等の祖先と考えられる事、建部氏が藤原氏の姻族となり祢寝院南侯を継承する事が可能であったのは大宰府の支援を受けていたことによると考えられる事、十二世紀前期建部氏と姻族平氏との祢寝院南侯の領有権をめぐる相論は、島津荘域拡大化政策の一環である事等を解明した。

キーワード： 祢寝院 藤原頼光 大隅国正八幡宮 建部氏 大宰府 島津荘 藤原忠実

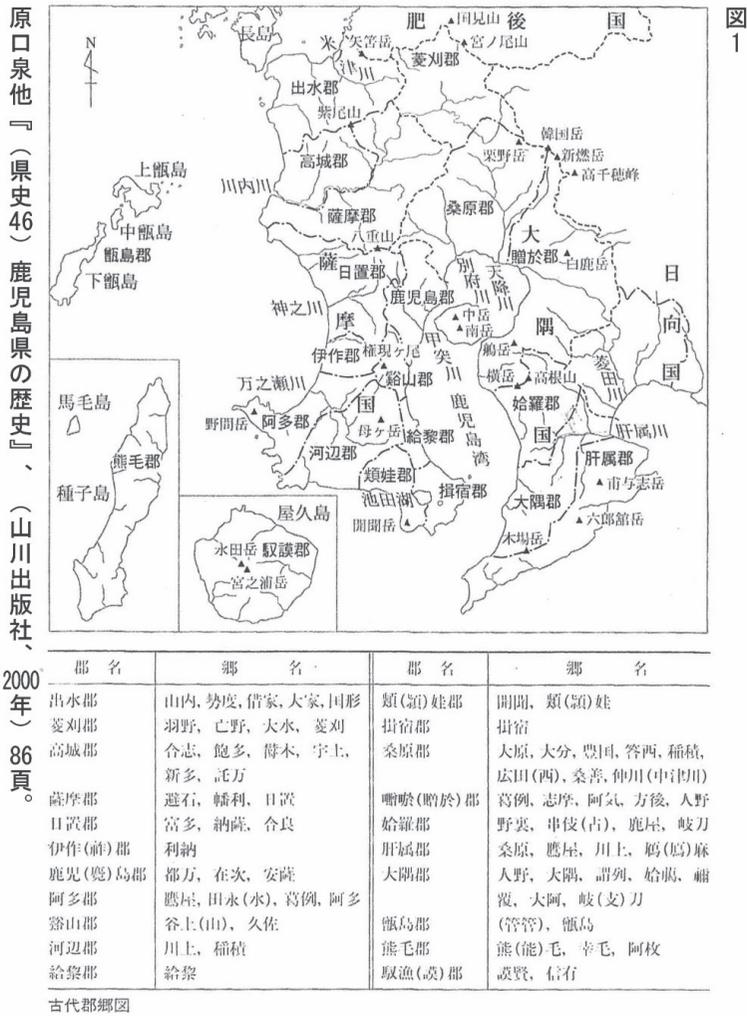
## はじめに

筆者は、以前祢寝院の形成過程と藤原頼光から建部氏への祢寝院南侯領主交代の経緯、十二世紀前期における祢寝院南侯の領有権をめぐる建部氏と姻族平氏との相論を分析した<sup>①</sup>。しかしその際は、上記の事件が起きる背景に対する分析を十分には行っていなかった。本稿では、十一世紀から十二世紀にかけての大隅半島先端部である祢寝院を素材として祢寝院の成立と祢寝院内における荘園公領制成立の経緯、即ち祢寝院の北侯と南侯への分離する時期とその理由、祢寝院北侯の島津荘域化と祢寝院南侯の大隅国一宮大隅国正八幡宮領化と大宰府領化の経緯とその背景、十二世紀前期祢寝院南侯の領有権をめぐる建部氏と建部氏の姻族で島津荘域の領主である薩摩平氏の一族であると推測される平氏との相論の経緯とその背景について考察していく。

\* 鹿児島大学教育学系 教授

(一) 祢寝院成立時期について

大隅国内に祢寝院という行政単位が成立した時期について再検討していく。まず奈良時代から平安時代半ば頃にかけての大隅国内に存在していた行政単位(郡、郷)の地図を図①として示す。



大隅国は、和銅六年(713<sup>(2)</sup>)日向国から肝坏(きもつき)、贈於(そお)、大隅(おおすみ)、始羅(あいら)四郡を割いて建国された。大隅国建国後間もなく桑原郡が成立し<sup>(3)</sup>、その後奈良時代中期に菱刈郡が成立した<sup>(4)</sup>。平安前期多嶺嶋廃止後その領域が大隅国に編入されて、大隅国内は八郡となった<sup>(5)</sup>。平安前期大隅国内に存在した郡は、図①を見ると北から菱刈(ひしかり)郡、桑原(くわはら)郡、贈於(そお)郡、始羅(あいら)郡、肝属(きもつき)郡、大隅(おおすみ)郡、熊毛(くまげ)郡、取漁(ごむ)郡である。八郡の中には各々郷が存在していた。当該期存在した郷も図①の

下に記載されているので御確認いただきたい。

図①から明らかなように、奈良時代から平安中期にかけての時期に大隅国内に柵寝院という行政単位は存在していない。柵寝院という行政単位は何時成立したのであろうか。

柵寝院の存在を示す最古の史料は、『柵寝文書』治暦五年(1069)正月二十九日付法名仏子寂念(俗名藤原頼光)所領配分帳案である<sup>(6)</sup>。同所領配分帳案を史料①として掲げる。

### 史料①

(端裏書)

「頼光所領配分帳案文治暦五年正月二十九日」

### 謹辞

宛行所領田畠等事

一頼経宛給

柵寝院内参村、大柵寝 濱田 大始良

桑東郷 田畠者、在坪付抄帳、

一頼利宛給

贈雄郡所領田畠者、在坪付抄帳、

一権大掾頼貞宛給

柵寝院内 参村 田代 志天利 佐多 在坪付抄帳、

一女子宛給

小川院所領田畠者、在坪付抄帳、

一弟頼重宛給

吉田院所領田畠者、在坪付抄帳、

一弟女宛給

桑西郷所領田畠者、在坪付抄帳、

右件田畠等、任先祖所領各所相傳之状、宛給如件、但可蒙国判、仍注事状、以解

治暦五年正月廿九日

(裏書)

法名仏子寂念

俗名散位藤原頼光<sup>在判</sup>

史料①から、治暦五年(1069)の時点で、大隅国内に律令国家時期には存在していなかった柵寝院、桑東郷、小川院、吉田院、桑西郷が存在していたことが分かる<sup>(7)</sup>。この内桑東郷、桑西郷は桑原郡が分割されて成立したと考えられる。しかし柵寝院、小川院、吉田院は従来の郡から分離した行政単位で、平安初期以降納税された税を貯えて置いた倉院を基に行政単位として設定されたものであると考えられる<sup>(8)</sup>。

猶郡郷制改編の結果大隅国内に新たに成立した行政単位の地図を図②として掲げる。桑西郷、桑東郷、祢寝院、小川院、吉田院の位置を地図で確認して頂きたい。

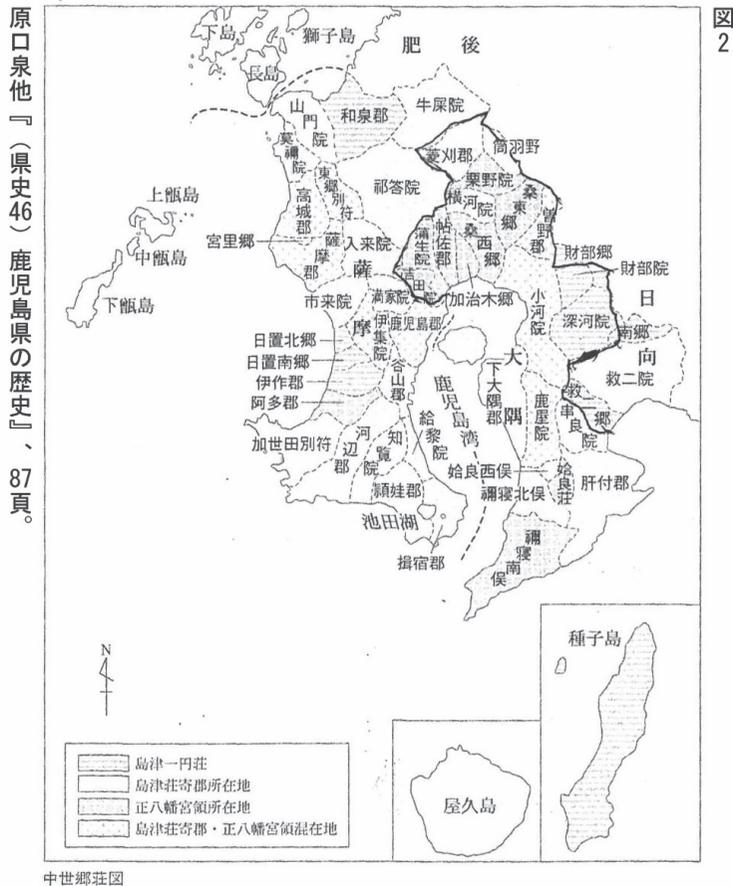


図 2

行政単位として院が成立した時期は、従来十一世紀半ばであると考えられていた<sup>(9)</sup>。しかし西海道北部では、十一世紀初期に律令国家時期における地方政治改革である郡郷制改編が見られる事<sup>(10)</sup>、西海道南部においても郡郷制改編を十一世紀初期に想定する事が可能であるという提言<sup>(11)</sup>、大隅国内において律令国家の時期には見られない加治木郷が十一世紀初期に成立したと考えられる事<sup>(12)</sup>等から、大隅国内における郡郷制改編の時期は十一世紀初期と考える事が妥当であると考えられる。従って祢寝院の成立時期は、十一世紀初期と考えておきたい。

史料①を發給した藤原頼光は、自分の所領を子達や近親者に譲与している。頼経に譲与した祢寝院内大祢寝・濱田・大始良三村は、祢寝院内北部に所属し、後祢寝院北侯域になると考えられる。頼経には、桑東郷内の所領も譲与されている。但し頼経に譲与された桑東郷内の所領は、纏まった所領ではなく、散在した一部の所領であったと考えられる。頼経に譲与された桑東郷内所領については詳らかではない。頼経に譲与された祢寝院北部の所領は、志々目氏等藤原氏系領主

に継承されたと考えられる<sup>(13)</sup>。祢寝院北俣を領有した藤原系領主は、藤原頼光長男頼経の子孫であると考えられる。

次男頼利には、贈雄郡内の所領が譲与されている。しかし頼利に譲与された贈雄郡内の所領は、纏まった所領ではなく散在した所領であると考えられる。贈雄郡内の頼利に譲与された所領のその後の経緯については詳らかではない。

三男権大掾頼貞に譲与された祢寝院内田代・志天利、佐多三村は、祢寝院内では南部であり、後の祢寝院南俣域であると考えられる。頼貞に譲与された祢寝院南部所領の継承については、後で考察したい。

女子に譲与された所領は、小川院内の所領である。しかし散在所領であると考えられる。女子はこの後婚姻関係を結んだと考えられるので、女子に譲与された所領のその後の経緯は詳らかではない。

弟頼重に譲与された吉田院内所領は、散在所領であると考えられる。頼重に譲与された所領のその後の経緯については詳らかではない。

藤原頼光が弟娘(姪)に譲与した桑西郷所領は、散在所領であったと考えられる。藤原頼光が姪に譲与した吉田院内所領のその後の経緯は詳らかではない。

以上史料①から、藤原頼光が子達を含めた近親者に譲与した所領のその後の継承については比較的纏まった祢寝院内北部の所領についてのみ判明した。祢寝院内北部の所領は、頼光の長男頼経の子孫に継承されていったと考えられる。

本章では、祢寝院の成立時期を考察し、その結果祢寝院の成立時期は十一世紀初期であると考えられる事、祢寝院内外に所領を有した藤原頼光が子達を含めた近親者に譲与した所領は、長男頼経に譲与された祢寝院北部の所領が子孫に継承されたと考えられる事を明らかにした。

## (二) 祢寝院内における荘園公領制の成立

本章では、祢寝院内における荘園公領制の形成過程について考察していく。まず十一世紀前期における祢寝院の状況についてしる事の出来る史料は、保安二年(1121)正月十日付権大掾建部親助解である<sup>(14)</sup>。同解を史料②として掲げる。

### 史料②

(外題)

(中原師光)

「如申状者、行道之所企尤謀反之至也、可停止其妨之、(花押)」

権大掾建部親助解 申請 国裁事

言上薩摩國住人平行道、依爲妹夫、祢寝院南俣令譲渡由無實子細状、右、謹檢案内、件南俣先祖相傳之所領也、而父頼親宿祢、以去天永三年四月十八日死去之後、親助爲嫡男、請繼令領掌之間、彼頼親存生之時、年々官物旁負物、蒙其責之日、無術計、相副本公驗於新券、沽渡於伯父掾頼清畢、以何證文彼行道可沙汰之由、可譲沙汰哉、尤大無実也、若任愚意、行道可沙汰之由令申者、以去年十二月、於國衙并正官政所祭文由口、可令進上哉者、任実正言上如件、以解、

## 保安二年正月十日 権大掾建部親助

史料②によると、保安二年(1121)迄に祢寝院が南北に分離して祢寝院北侯と祢寝院南侯となっている。祢寝院南侯は、史料①から大隅国権大掾である藤原頼貞(藤原頼光三男)に譲与されている事が分かる。しかし十二世紀前期建部氏が領有している。建部氏はどのような経緯で祢寝院北侯を領有したかを考察したい。

建部氏は、大宰府と関係がある氏族である事が指摘されている<sup>(15)</sup>。平安中期大宰府管内諸国国司と大宰府とは、恒常的に対立関係にあった<sup>(16)</sup>。特に薩摩・大隅国司は南島と交易関係にあったため、南島との交易に関する競合関係にあった<sup>(17)</sup>。大宰府は西海道南部に支配力を及ぼそうとして、大宰府と関係深い建部氏が、大隅国祢寝院南侯領主藤原氏と関係を持つことを支援したと考えられる。

建部氏は、大宰府の支援を背景として、十一世紀後期祢寝院南部を領有していた藤原頼貞と婚姻関係を結んだと考えられる。両者の婚姻関係が何時頃結ばれたのかが問題となる。この問題を考察する上で考慮すべき事は、史料②によると建部親助の父頼親が天永三年(1112)四月十八日に死去している事である。この事を踏まえると、建部氏と藤原氏との婚姻は十一世紀後期頃ではないかと考えられる。十一世紀後期頃に建部親助の父頼親は、大隅国衙の権大掾であった藤原頼貞の娘と婚姻を結んだと考えられる<sup>(18)</sup>。

藤原頼貞の娘と婚姻を結んだと考えられる建部頼親は、史料②から明らかな様に十一世紀前期迄には祢寝院南侯の領主となっている。藤原頼貞に男子がいた可能性を否定できないにも関わらず、建部頼親が祢寝院南侯の領主となれた理由は、大宰府の全面的支援を得た事であると考えられる。大宰府は、南島との交易拠点である祢寝院南部の掌握を意図し、建部氏の祢寝院南部の領主化を支援したと考えられる。

藤原頼光の長男頼経の子孫が領有したと考えられる祢寝院北部側は、三男頼貞の姻族で大宰府の支援を背景に祢寝院南部の領主となった建部氏と関係は良くなかったと考えられる。大宰府の支援を得て祢寝院南側の領主となった建部氏に対し、藤原氏側は自らの領主権を守るために大宰府以上の有力者と結びつく必要が生じた。十二世紀前期朝廷において人事権を喪失した藤原忠実、藤原摂関家の経済基盤を荘園に求め積極的に荘園獲得、荘域拡大を意図していた<sup>(19)</sup>。藤原頼経の子孫は、自らの領主権を守るために藤原忠実側に接近し、祢寝院北部を藤原摂関家領荘園島津荘に寄進した。この結果十二世紀初期には、祢寝院北部は島津荘域となったと考えられる<sup>(20)</sup>。

祢寝院南部(祢寝院南侯)は、大宰府と関係を有す建部氏が領主となるとともに大宰府領になったと考えられる。祢寝院南侯が大宰府領化していることを示す史料として、保安二年(1021)六月十一日付正宮(大隅国正八幡宮)政所下文<sup>(21)</sup>を史料③として掲げる。

## 史料③

正宮政所下 留守神人等所

可令致早事实者差遣神人等於沙汰祢寝院南侯村事、

右件村、貫主親助祢先祖相傳私領也、而府御領物并旁負物等、親助其弁無爲方之間、適先祖

所領也、非可沽與於他人之由申、伯父御馬所檢校頼清所沽渡也、隨任彼渡文旨、無他妨可領掌頼清之由、府國與判明白也、仍年来令領掌之處、親助妹夫薩摩國住人平行道擬成妨之由、有其聞者、事实者、早差遣神人等、可令致沙汰之由、所仰如件、故下、

保安二年六月十一日

祝部漆嶋

執印大法師(花押)

権政所檢校息長(花押)

宮主法師(花押)

史料③から建部親助が「府御領物」を滞納している事が確認できる。祢寝院南侯は、建部親助の父頼親が領主となった十一世紀後期頃に大宰府領化したと考えられる。また史料③から保安二年(1121)六月十一日の時点で、祢寝院南侯は大隅国司と関係が深い大隅国正八幡宮の所領になっている事が確認される。祢寝院北侯領主藤原氏(藤原頼光の長男頼経子孫)が自らの領主権を守るために島津荘と結びついたので、建部氏側も藤原氏との対抗上島津荘側と競合関係になる大隅国正八幡宮<sup>(22)</sup>に祢寝院南侯を寄進したと考えられる。同時に建部氏は滞納年貢が増大化していたので、祢寝院南侯の領主権を保持する意図もあって大隅国正八幡宮に祢寝院南侯を寄進したと考えられる。

祢寝院北侯が島津荘域化した時期は、藤原忠実が藤原摂関家当主になり摂関家領荘園集積を推進した十二世紀前期(1010年代頃)、建部氏側が祢寝院南侯を大隅国正八幡宮領に寄進した時期も十二世紀前期(1010年代頃)であると考えられる。史料②に見られる建部氏と姻族平氏との祢寝院南侯の領有権をめぐる相論は、平氏の背後に祢寝院南侯を島津荘域化しようとする藤原忠実の存在を考えるべきである。平氏の祢寝院南侯領有権主張は、公易拠点であったと考えられる祢寝院南部獲得を意図する忠実の意をうけての行為であると考えられる。

本章では、祢寝院内における荘園公領制の形成過程について考察した。その結果十一世紀後期大宰府の支援を受けて建部氏は祢寝院南侯の領主となり、ほぼ同時に祢寝院南侯は大宰府領となったと考えられる事、大宰府に支援された建部氏が祢寝院南侯の領有権を手にした事に対して、領主権保持に不安を感じた祢寝院北侯領主藤原氏は所領を藤原摂関家領島津荘に寄進した事、祢寝院南侯領主建部氏は北侯領主藤原氏に対抗するためと滞納年貢が増大化していることに対して領主権を保持する目的で祢寝院南侯を大隅国正八幡宮に寄進した事を解明した。

## おわりに

本稿では、祢寝院の成立時期と祢寝院内における荘園公領制の形成過程について解明した。今後は、建部氏の周りで起きる事件を当該期の歴史と関連づけて、祢寝院南侯が持つ歴史の意味を解明していきたい。

(1) 拙稿「大隅国における建久・田原体制の成立過程—祢寝院の事例を中心に—」(『鹿児島大学稲盛アカデミー研究紀要』1、2009年)、同「平安後期から鎌倉期における大隅国正八幡宮の祢寝院支配」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』61、2010年)。

(2) 本稿では、西暦と年号との照合について、米田雄介編『歴代天皇年号事典』(吉川弘文館、2003年)を使用する。

(3) 『始良市誌 第1巻 先史・古代編 自然編』(鹿児島県始良市、2019年)、先史・古代編 第六章 隼人と大隅国、第五節 大隅国建国と隼人の戦い (二) 大隅国の成立と隼人の戦い。

- (4) 『日本歴史地名大系 第47巻 鹿児島県の地名』(平凡社、1998年)、大隅国菱刈郡項。
- (5) 『日本歴史地名大系 第47巻 鹿児島県の地名』、大隅国項、熊毛郡項。
- (6) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』(鹿児島県、1988年)、禰寝文書、史料番号637号。
- (7) 森本正憲「中世的郡郷制の成立」(同『九州中世社会の基礎的研究』(文研出版、1984年))。
- (8) 海老澤衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態—鎮西島津荘を中心として—」(『民衆史研究』15、1977年、2000年に同『荘園公領制と中世村落』(校倉書房)に再録)。
- (9) 坂本賞三『埴選書(92) 荘園制成立と王朝国家』(埴書房、1985年)、第三章 後期王朝国家と荘園、第一節 後期王朝国家体制、2 郡郷制の改編。
- (10) 松岡久人「郷司の成立について」(『歴史学研究』215、1958年)、森本正憲「中世的郡郷制の成立」等。
- (11) 小川弘和「撰開家領島津荘と〈辺境〉支配」(熊本学園大学論集『総合科学』13-2、2007年、2016年に同『中世的九州の形成』(高志書院)に再録)。
- (12) 拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』68、2017年)。
- (13) 五味克夫「志々目家文書」(『鹿大史学』14、1966年)に史料紹介されている藤原姓志々目氏は、藤原頼光長男頼経の子孫である可能性が大きいと考えられる。この点に関しては、別の機会に詳論したい。
- (14) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』、禰寝文書、史料番号638号。
- (15) 正木喜三郎「府領形成の一考察」(『西日本史学』18、1966年、1991年に同『大宰府領の研究』(文研出版)に再録)。
- (16) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論—主に財政的側面から—」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代論集 下巻』(吉川弘文館、1984年、2018年に同『日本古代の官司と政務』(吉川弘文館)に再録)。
- (17) 永山修一『『小右記』に見える薩摩・大隅国からの進物の周辺』(『鹿児島中世史研究会会報』50、1995年、2009年に同『(同成社 古代史選書6) 隼人と古代日本』(同成社)に再録)、野口実『(歴史文化ライブラリー446) 列島を翔ける平安武士 九州・京都・東国』(吉川弘文館、2017年)、大宰府の武者 平爲賢と平季基、南島交易と撰開家の爪牙 阿多忠景と源爲朝。
- (18) 拙稿「国内領主と一宮制との関係—建部氏と大隅国衙・正八幡宮との関係—」(『鹿児島大学社会科教育学会研究年報』1、1995年)、同「治暦五年正月二十九日付藤原頼光所領配分帳案に関する一考察」(『旧記雑録月報』22、2001年)。
- (19) 元木泰雄『(人物叢書) 藤原忠実』(吉川弘文館、2000年)、第五 撰開家再興の努力、一 荘園集積と政所。美川圭『院政 もうひとつの天皇制』(中央公論新社、2006年)、第四章 白河院政から鳥羽院政へ、2 忠実失脚の背景。
- (20) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」(『日本歴史』142、1960年、2016年に同『(戎光社研究叢書9) 鎌倉幕府の御家人制と南九州』(戎光社)に再録)。小川弘和「撰開家領島津荘と〈辺境〉支配」。
- (21) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』、禰寝文書、史料番号639号。
- (22) 拙稿「島津荘に関する一考察—成立期を中心に—」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』66、2015年)。